

令和3年度 小樽市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所(地域包括支援センター) 集団指導

# 実地指導について

令和4年1月26日 小樽市福祉保険部介護保険課

# 指導・監査について

---

○介護保険法制度の健全で適正な運営の確保を図る。

場合によっては

老人福祉法、医療関係法令、高齢者虐待防止法等などに  
基づき連携して実施する。

○小樽市でも、重要事案は、北海道（後志総合振興局）など  
他の行政機関と連携して指導監査を行っている。

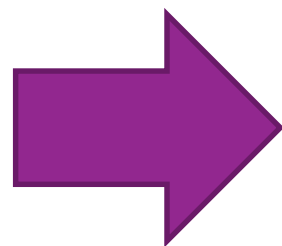
# 指導

- ・介護保険法第23条（文書の提出等）、第24条（帳簿書類の提示等）
- ・小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に基づく行政指導

小樽市指定地域密着型サービス事業者等運営指導実施要綱に基づき実施

## 目的

介護サービス事業者等の  
育成・支援  
制度の適正化



より良いケアの実現  
サービスの質の確保向上  
保険給付の適正化

# 指導の種類

---

## 1 集団指導

制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項や好事例等の紹介を行い、サービスの質の向上を促す等、効果的な指導を行う。

※対象となるサービス事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施。

## 2 実地指導

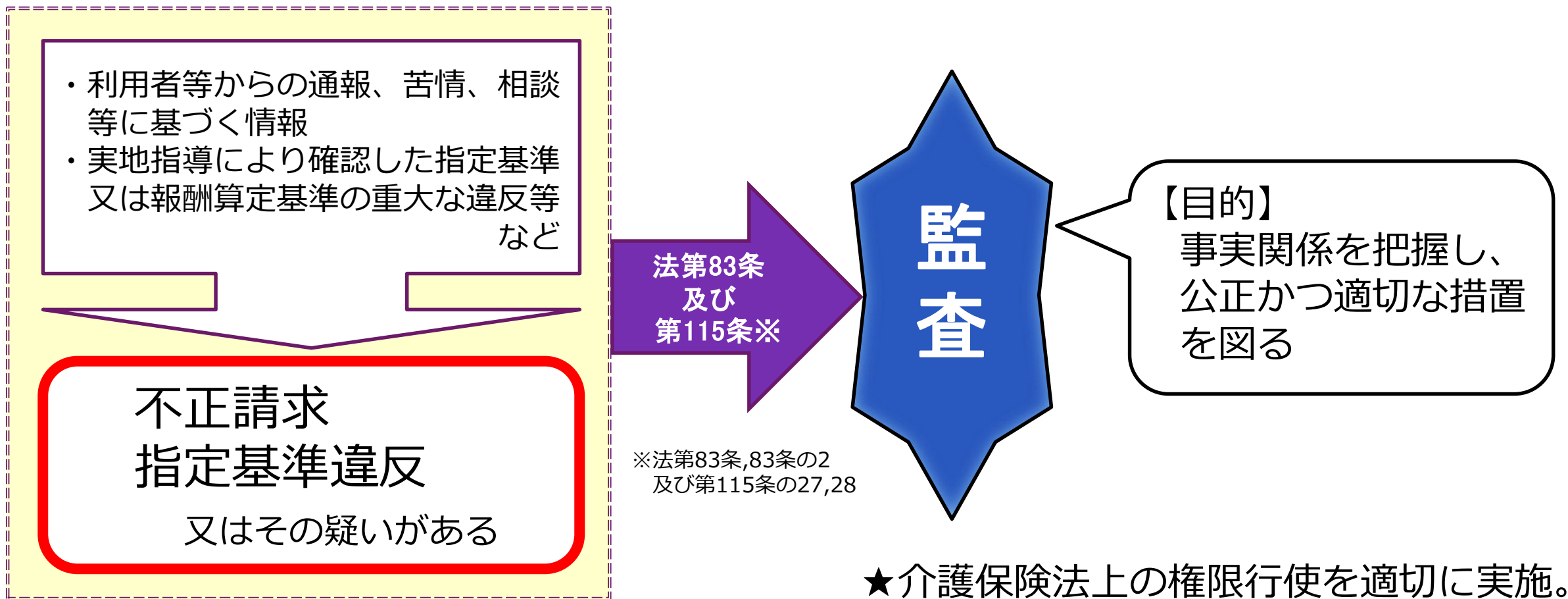
事業者が指定基準に基づき、適切な運営が行われているか、地域の連携の取り組みなどについて、実地での援助的指導を行う。

※対象となるサービス事業者等の事業所において実地で実施。  
本市単独で行う「一般指導」、厚生労働省及び北海道と本市が合同で行う「合同指導」がある。

# 監査

- 【介護】 法第83条（報告等）、第83条の2（勧告・命令等）
- 【予防】 法第115条の27（報告等）、第115条の28（勧告・命令等）  
（サービス事業者等に対する道・市の指導監督権限に基づく措置）

の規定に基づく監査



# 指定基準とは

---

居宅介護支援事業の目的を達成するための

最低基準を示したもの であり、居宅介護支援事業者は、

常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

# 指定基準

居宅介護支援事業の目的を達成するための最低限度の基準

(小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

- ①基本方針 (各サービスごとに規定)
- ②人員基準 従業者の知識・技能・員数
- ③設備基準 必要な設備の基準
- ④運営基準 保険給付対象サービスを提供する上で求められる基準



# 運営基準に違反した場合

---

## 指定の取消 ・ 効力停止 となる場合

- ・ 人員基準を満たすことができなくなった。
  - ・ 設備・運営基準に従って適正な運営をすることができなくなった。
  - ・ 居宅介護支援費、介護予防支援費の不正請求があった。
  - ・ 介護保険法、その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律に違反した、これらの法律に基づく命令、処分に違反した。
- ・・・など

# 実地指導の結果

## 【文書指導】

法令、指定基準及び解釈通知等に示されている規定、  
基準の取扱いに**抵触もしくは違反している**場合

※ 「改善状況報告書」により、改善状況について報告。  
また、介護報酬の自主点検を行った結果、過誤による調整を要すると認められる場合、  
「点検結果報告書」等の提出が必要となる。

## 【助言】

直ちに指定基準等に違反とは言えないが、  
不足している事項等についてのアドバイス

# 「介護報酬の解釈」 社会保険研究所 編

## 報酬算定（青本） & 運営基準（赤本）

